# 各種様式

様式1\_入札参加資格審査請求書兼入札参加申込書

様式2\_誓約書

様式3\_役員名簿

様式4\_委任状

様式5\_入札書

様式6\_入札書（物件番号Ｒ７－６用）

様式7\_入札参加辞退書

様式8\_入札保証金返還請求書

様式9\_現地説明会参加申込書

様式10\_普通財産譲渡申請書

様式11\_質問書

様式12\_建物等解体撤去完了報告書

様式13\_市有財産売買契約書（標準契約書）一括払

様式14\_市有財産売買契約書（標準契約書）契約保証金払

様式15\_市有財産売買契約書（建物等解体条件付）一括払

様式16\_市有財産売買契約書（建物等解体条件付）契約保証金払

入札用封筒・記載例

## 様式1\_入札参加資格審査請求書兼入札参加申込書

**入札参加資格審査請求書兼入札参加申込書**

令和年月日

君津市長 　石 井 宏 子　　あて

申込者 所在地（住所）

法人名（個人名）

代表者名　　　　　　　　　㊞

電話番号

共有者 所在地（住所）

法人名（個人名）

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

共有者 所在地（住所）

法人名（個人名）

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞電話番号

市有財産売却一般競争入札について、入札の参加を申し込みます。

なお、この申込書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

また、資格確認のために必要な、官公庁への照会を行うことについて、承諾します。

|  |  |
| --- | --- |
| 物件番号 | 物件所在 |
|  |  |

**□　開札の立会いを予定している場合は、左の□にチェックをしてください。（立会いは、任意です。）**

注１）登記（登録）されている印鑑を使用し、印鑑証明書を添付してください。（共有の場合は、共有者全員分）

注２）共有名義で申し込まれる場合、共有者を代表して入札手続を行う者を決め、その代表者を申込者欄に記入してください。

注３）共有者がいる場合には、各々の持ち分を氏名の後ろに記入してください。共有者が上記に書ききれない場合は別紙にご記入の上、本書に添えてご提出ください。

注４）申込物件１つにつき、１枚の申込書が必要になります。

## 様式2\_誓約書

**誓約書**

令和 年 月 日

君津市長 　石 井 宏 子　　様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名 　　 ㊞

代理人 　 ㊞

私は、下記の一般競争入札に際し、次の事項を誓約します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 物件番号 |  |
| 所在 |  |

1. 私は、貴市の「市有財産売却一般競争入札要領」の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴市に対し一切異議、苦情などは申し立てしません。
2. 私は、役員名簿に記載された全ての役員に誓約内容を説明し、同意を得ています。
3. 私は、次に掲げる者でないことを誓約します。
4. 地方自治法第２３８条の３第１項の規定に該当する者。
5. 地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当する者。
6. 地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定に該当する者。
7. 君津市暴力団排除条例第２条の規定に該当する者。
8. 君津市暴力団排除条例第９条に規定する暴力団密接関係者に該当する者。
9. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員に該当する者
10. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第８条第２項第１号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体等に該当する者。
11. 君津市暴力団排除条例（平成２４年君津市条例第３号）第２条又は第９条の規定に該当する者。
12. 法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。
13. 都道府県税を滞納している者。
14. 市区町村税を滞納している者。
15. ２年以内に手形交換所による取引停止処分を受けた者又は本要領に定める入札日前６か月以内に手形、小切手の不渡りした者。
16. 会社更生法の適用を申請した者にあっては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
17. 民事再生法の適用を申請した者にあっては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
18. 落札となった場合は君津市の指定する書類を提出し、その情報を君津市が千葉県警察本部長及び公安調査庁に照会することについて同意します。
19. 私は、君津市暴力団排除条例第２条又は第９条の規定に定める者の該当の有無を確認するため、役員名簿の提出に同意します。また、君津市が本誓約書及び役員名簿を、千葉県警察に提供することに同意します。
20. 私が本誓約書で誓約した内容と異なる事実が判明した場合は、君津市が契約を締結しないこと、又は契約を解除することを承知、かつ同意します。
21. 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
22. 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
23. 入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
24. 競争加入を妨害し、又は落札者が契約を結ぶこと、若しくは履行することを妨害すること。
25. 正当な理由なくして契約の履行をしないこと。
26. 契約に違反し、契約の相手方として不適当と貴市に認められること。
27. 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
28. 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と貴市に認められること。
29. 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

## 様式3\_役員名簿

**役員名簿**

令和　　年　　月　　日現在

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | （フリガナ）  氏　　　名 | 生年月日 | 性別 | 住　　所 |
|  |  | 年　月　日 |  |  |
|  |  | 年　月　日 |  |  |
|  |  | 年　月　日 |  |  |
|  |  | 年　月　日 |  |  |
|  |  | 年　月　日 |  |  |
|  |  | 年　月　日 |  |  |
|  |  | 年　月　日 |  |  |
|  |  | 年　月　日 |  |  |
|  |  | 年　月　日 |  |  |
|  |  | 年　月　日 |  |  |
|  |  | 年　月　日 |  |  |
|  |  | 年　月　日 |  |  |
|  |  | 年　月　日 |  |  |
|  |  | 年　月　日 |  |  |
|  |  | 年　月　日 |  |  |
|  |  | 年　月　日 |  |  |

## 様式4\_委任状

**委任状**

令和年月日

君津市長　石 井 宏 子　様

申込者 　 住所　　

（委任者）

氏名　　　㊞

（法人の場合は、名称及び代表者名）

私は、下記の者を代理人として定め、以下のとおり権限を委任します。

記

１　物件番号

２　所　 在

３　委任内容

代理人

（受任者）

住　　　所　　

氏　　　名　　　　　　　　㊞

電話番号　　

(注)法人の代表者が従業員に入札手続きを委任する場合等、申込者が入札の手続きを行わない場合は、この委任状が必要です。

（記載にあたっての注意事項）

印鑑については、法人の場合には代表者印、個人の場合には実印を使用してください。

## 様式5\_入札書

**入札書**

令和　　年　　月　　日

君津市長　石 井 宏 子　　様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名 ㊞

代理人　　　　 　　 ㊞

君津市財務規則及び市有財産売却一般競争入札要領に基づき、入札及び契約に関する事項を承認のうえ、下記の金額をもって入札します。

記

１　物件番号

２　所　　　在

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 入札金額 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

(注1)入札金額はアラビア数字を用い、頭に｢￥｣の記号を記入すること。

**(注2)本物件は、最低売却価格の比率が、土地１００．００％、建物価格０．０％であるため、建物にかかる消費税及び地方消費税相当額は、落札金額に加算されません。**

## 様式6\_入札書（物件番号R7-6用）

**入札書（物件番号Ｒ７－６用）**

令和　　年　　月　　日

君津市長　石 井 宏 子　　様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名 ㊞

代理人　　　　 　　 ㊞

君津市財務規則及び市有財産売却一般競争入札要領に基づき、入札及び契約に関する事項を承認のうえ、下記の金額をもって入札します。

記

１　物件番号　　　　　　　Ｒ７－６

２　所　　　在　　　　　　　南子安一丁目2番3

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 入札金額 | |  |  |  | |  | |  | |  | |  | |  |  |  |  |
| 内訳 | ①土地 |  |  |  | |  | |  | |  | |  | |  |  |  |  |
| ②建物 |  |  |  | |  | |  | |  | |  | |  |  |  |  |
| 1. ②のうち消費税及び地方消費税相当分 | | |  |  | |  | |  | |  | |  | |  |  |  |

(注1)入札金額はアラビア数字を用い、頭に｢￥｣の記号を記入すること。

(注2)入札金額は、土地・建物それぞれの金額及び建物に課税される消費税及び地方消費税相当額を併せた金額（①＋②）とします。また、内訳の①土地・②建物の価格について、 どちらか一方でも最低売却価格未満であった場合、その入札書は無効となります。

(注3)建物の譲渡に課税される消費税及び地方消費税相当額に１円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てて記入するものとします。

**(注４)本物件は、最低売却価格の比率が、土地１００．００％、建物価格０．０％です。**

## 様式7\_入札辞退書

**入札参加辞退書**

令和　　年　　月　　日

　君津市長　石井　宏子　様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名 ㊞

代理人　　　　 　　 ㊞

　令和 年 月 日に申し込んだ下記物件に係る市有財産売却一般競争入札への参加について、辞退します。

記

１　物件番号

２　物件の表示

３　所在

４　辞退理由

５　入札保証金の納付の有無

　　有　　　・　　　無

## 様式8\_入札保証金返還請求書

**入札保証金返還請求書**

令和　　年　　月　　日

君津市長 　石 井 宏 子　様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名 ㊞

代理人　　　　 　　 ㊞

　下記売買物件における入札保証金について返還請求します。

記

１　物件番号

２　所　　 在

３　返 還 金　　金　　　　　　　　　　　　 　円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 振  込  先 | 金融機関・店舗名 | 預金種目 | 口座番号 | 口座名義 |
|  |  |  |  |

(注)振込先口座内容が確認できる預金通帳等の写しを添付してください。

## 様式9\_現地説明会参加申込書

**現地説明会参加申込書**

令和　　年　　月　　日

君津市長　石 井 宏 子　　様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名 ㊞

　下記売買物件に係る現地説明会に参加することを申し込みます。

記

１　物件番号

２　所在

３　希望日時

1. 令和　　年　　月　　日（　　）
2. 令和　　年　　月　　日（　　）
3. 令和　　年　　月　　日（　　）

４　参加予定者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会社名 | 所属 | 肩書 | 氏名 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

(注)原則として、参加できるのは、１グループ当たり３名様までとさせていただきます。

## 様式10\_普通財産譲渡申請書

**普通財産譲渡申請書**

令和　　年　　月　 日

君津市長 　石 井 宏 子　様

申請人 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名 ㊞

　下記のとおり普通財産を譲渡してください。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 普通財産の名称 |  | 所在地 |  |
| 譲渡面積 |  | | |
| 使用目的 |  | | |
| 譲渡価額 | 円 | | |
| その他必要な事項 |  | | |

　備考　利用計画書その他必要な書類を添付すること。

## 様式11\_質問書

**質　問　書**

令和　　年　　月　　日

君津市長 　石 井 宏 子　様

住所又は所在地

氏名又は名称

（連絡先）

**物件番号Ｒ■-■**に関し、次のとおり質問がありますので、回答をお願いいたします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 質問箇所 | 質問事項（必要に応じて質問の趣旨） |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |
| ３ |  |  |
| ４ |  |  |
| ５ |  |  |

注１）記載欄が不足する場合には、適宜、表を調整して使用してください。

No.の数字は質問の通し番号とし、２通目以降は書き換えてください。

注２）質問書は、メールにて提出してください。

メールアドレス：kanzai@city.kimitsu.lg.jp

## 様式12\_建物等解体撤去完了報告書

**建物等解体撤去完了報告書**

令和　　年　　月　　日

君津市長 　石 井 宏 子 　様

買　請　人 　 所在地（住所）

法人名（個人名）

代表者名　　　　　　　　㊞

担　当　者　 氏名

電話番号

メールアドレス

次のとおり、解体撤去が完了しましたので報告いたします

記

* 物件番号
* 所 在 地
* 完 了 日　　　令和　　年　　月　　日

## 様式13\_市有財産売買契約書（標準契約書）一括払

市有財産売買契約書

〔一括払〕

売払人　君津市（以下「甲」という。）と買受人　〔落札者〕（以下「乙」という。）との間において、次の条項により市有財産売買契約を締結する。

**（目的）**

第１条　甲は、その所有する末尾表示の土地及び建物（以下「売買物件」という。）を、乙に売り渡すものとする。

**（売買代金）**

第２条　売買代金は、金　〔落札金額〕　円（うち消費税及び地方消費税相当額　金　〔消費税及び地方消費税相当額〕　円）とする。

２　前項の売買代金のうち、金　〔入札保証金額〕　円は入札保証金から充当するものとする。

**（売買代金の納付）**

第３条　乙は、売買代金のうち入札保証金を除いた金　〔残代金額〕　円を、甲の発行する納入通知書により本契約締結と同日かつ契約締結前までに納付しなければならない。

**（所有権の移転及び登記）**

第４条　売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了した時に、乙に移転するものとする。

２　乙は、前項の規定により所有権が移転した後、甲に対して所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により速やかに所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合において要する登録免許税その他の経費は、乙の負担とする。

**（売買物件の引渡し）**

第５条　売買物件は、前条第１項に定める所有権が移転した時に、乙に対し引渡しがあったものとし、乙は、所有権移転登記完了後に売買物件の受領書を甲に提出するものとする。

**（危険負担）**

第６条　本契約締結後、売買物件が甲の責めに帰することができない事由により滅失し、又はき損した場合は、乙がその損失を負担する。

**（契約不適合責任）**

第７条　乙は、引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときに、当該契約不適合を理由として、履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることはできない。

**（禁止用途）**

第8条　乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡若しくは地上権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定してはならない。

２　乙は、売買物件を君津市暴力団排除条例（平成２４年君津市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡若しくは地上権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定してはならない

**（実地調査等）**

第９条　甲は、本契約の履行に関し、必要があると認められるときは、乙に対してその業務若しくは資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

**（違約金）**

第１０条　乙は、第８条及び第９条に定める義務に違反したときは、甲の指定する期日までに第２条に規定する売買代金の２０パーセントに相当する額を違約金として支払わなければならない。

２　前項に規定する違約金は、第１３条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

**（解除）**

第１１条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他何らの手続きを用いないで、本契約を解除することができるものとする。

　(１) 君津市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当すると認められたとき。

　(２) 君津市暴力団排除条例第９条に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。

　(３) 本契約に違反し、その違反により、本契約の目的を達成することができないと認められたとき。

(４) 正当な理由がなく、契約の解除を申し出たとき。

２　乙は、甲に対して前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、その損害の賠償を請求することができないものとする。

**（乙の原状回復義務）**

第１２条　乙は、前条の規定により本契約が解除された場合は、直ちに乙の負担において土地及び建物等を原状に回復し、甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、甲の指定する現況で返還することができる。

２　乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該土地及び建物の所有権移転登記の承諾書一式を速やかに甲に提出するものとする。

**（損害賠償）**

第１３条　乙は、本契約に違反したことにより甲に損害を与えたときは、甲の定める損害賠償金を甲に支払うものとする。

**（有益費等請求権の放棄）**

第１４条　乙は、本契約が解除された場合において、売買物件に投じた有益費、必要経費その他の費用があっても、これを甲に請求できないものとする。

**（返還金）**

第１５条　甲は、本契約が解除されたときは、納付を受けた売買代金を乙に返還するものとする。

２　前項の返還金には、利子を付さないものとする。

**（返還金の相殺）**

第１６条　甲は、前条の規定により売買代金を乙に返還する場合において、第１０条の規定による違約金又は第１３条の規定による損害賠償金として、乙が甲に対して支払義務を負う金銭債務があるときは、それらの全部又は一部と前条の規定による返還金債務とを相殺することができる。

**（費用の負担）**

第１７条　本契約の締結に伴う費用は、乙の負担とする。

**（信義則）**

第１８条　甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行するものとする。

**（疑義等の決定）**

第１９条　本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

**（管轄裁判所）**

第２０条　本契約において訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

　上記の契約を締結するため、本契約書２通を作成し、両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　千葉県君津市久保二丁目１３番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　君津市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市　長　　石　井　宏　子　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（土地の表示）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所　　　在　　　地 | 登記地目 | 地積（㎡） |
|  |  |  |

（建物の表示）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 構造 | 床面積 | 建築年月日 |
|  |  |  |  |

## 様式14\_市有財産売買契約書（標準契約書）契約保証金払

市有財産売買契約書

〔契約保証金払〕

売払人　君津市（以下「甲」という。）と買受人　〔落札者〕（以下「乙」という。）との間において、次の条項により市有財産売買契約を締結する。

**（目的）**

第１条　甲は、その所有する末尾表示の土地及び建物（以下「売買物件」という。）を、乙に売り渡すものとする。

**（売買代金）**

1. 売買代金は、金　〔落札金額〕　円（うち消費税及び地方消費税相当額　金　〔消費税及び地方消費税相当額〕　円）とする。

**（契約保証金）**

第３条　乙は、契約締結日（本契約の効力を発する日）までに契約保証金を納付しなければならない。なお、入札保証金は、契約保証金に充当するものとする。これにより、契約保証金　金　〔契約保証金額〕　円のうち、入札保証金　〔入札保証金額〕　円を差し引いた差金　金　〔契約保証金額〕－〔入札保証金額〕　円を、甲の発行する納入通知書により甲が指定する金融機関で納付することにより、契約保証金が納付されたものとする。

２　前項に規定する契約保証金には、利子を付さないものとする。

３　甲は、乙が次条に規定する義務を履行したときは、第１項に規定する契約保証金を売買代金に充当するものとする。

４　乙は、次条に規定する義務を履行しないときは、本契約は解除されたものとみなし、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

５　乙は、前項の規定により、契約保証金が甲に帰属したことに対して、一切の異議申立て等をすることができない。

**（売買代金の納付）**

第４条　乙は、売買代金のうち前条第１項に規定する契約保証金を除いた残代金　金　〔残代金額〕　円を、甲の発行する納入通知書に記載された納期限までに一括して甲の指定する金融機関で納付しなければならない。

**（所有権の移転及び登記）**

第５条　売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了した時に、乙に移転するものとする。

２　乙は、前項の規定により所有権が移転した後、甲に対して所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により速やかに所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合において要する登録免許税その他の経費は、乙の負担とする。

**（売買物件の引渡し）**

第６条　売買物件は、前条第１項に定める所有権が移転した時に、乙に対し引渡しがあったものとし、乙は、所有権移転登記完了後に売買物件の受領書を甲に提出するものとする。

**（危険負担）**

第７条　本契約締結後、売買物件が甲の責めに帰することができない事由により滅失し、又はき損した場合は、乙がその損失を負担する。

**（契約不適合責任）**

第８条　乙は、引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときに、当該契約不適合を理由として、履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることはできない。

**（禁止用途）**

第9条　乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第１22号）第2条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡若しくは地上権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定してはならない。

２　乙は、売買物件を君津市暴力団排除条例（平成２４年君津市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡若しくは地上権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定してはならない

**（実地調査等）**

第１０条　甲は、本契約の履行に関し、必要があると認められるときは、乙に対してその業務若しくは資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

**（違約金）**

第１１条　乙は、第９条及び第１０条に定める義務に違反したときは、甲の指定する期日までに第２条に規定する売買代金の２０パーセントに相当する額を違約金として支払わなければならない。

２　前項に規定する違約金は、第１４条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

**（解除）**

第１２条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他何らの手続きを用いないで、本契約を解除することができるものとする。

　(１) 君津市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当すると認められたとき。

　(２) 君津市暴力団排除条例第９条に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。

　(３) 本契約に違反し、その違反により、本契約の目的を達成することができないと認められたとき。

(４) 正当な理由がなく、契約の解除を申し出たとき。

２　乙は、甲に対して前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、その損害の賠償を請求することができないものとする。

**（乙の原状回復義務）**

第１３条　乙は、前条の規定により本契約が解除された場合は、直ちに乙の負担において土地及び建物等を原状に回復し、甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、甲の指定する現況で返還することができる。

２　乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該土地及び建物の所有権移転登記の承諾書一式を速やかに甲に提出するものとする。

**（損害賠償）**

第１４条　乙は、本契約に違反したことにより甲に損害を与えたときは、甲の定める損害賠償金を甲に支払うものとする。

**（有益費等請求権の放棄）**

第１５条　乙は、本契約が解除された場合において、売買物件に投じた有益費、必要経費その他の費用があっても、これを甲に請求できないものとする。

**（返還金）**

第１６条　甲は、本契約が解除されたときは、納付を受けた売買代金を乙に返還するものとする。

２　前項の返還金には、利子を付さないものとする。

**（返還金の相殺）**

第１７条　甲は、前条の規定により売買代金を乙に返還する場合において、第１０条の規定による違約金又は第１３条の規定による損害賠償金として、乙が甲に対して支払義務を負う金銭債務があるときは、それらの全部又は一部と前条の規定による返還金債務とを相殺することができる。

**（費用の負担）**

第１８条　本契約の締結に伴う費用は、乙の負担とする。

**（信義則）**

第１９条　甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行するものとする。

**（疑義等の決定）**

第２０条　本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

**（管轄裁判所）**

第２１条　本契約において訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

　上記の契約を締結するため、本契約書２通を作成し、両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　千葉県君津市久保二丁目１３番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　君津市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市　長　　石　井　宏　子　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（土地の表示）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所　　　在　　　地 | 登記地目 | 地積（㎡） |
|  |  |  |

（建物の表示）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 構造 | 床面積 | 建築年月日 |
|  |  |  |  |

## 様式15\_市有財産売買契約書（建物等解体条件付）一括払

市有財産売買契約書

〔建物等解体条件付・一括払〕

売払人　君津市（以下「甲」という。）と買受人　〔落札者〕（以下「乙」という。）との間において、次の条項により市有財産売買契約を締結する。

**（目的）**

第１条　甲は、その所有する末尾表示の土地及び建物（以下「売買物件」という。）を、乙に売り渡すものとする。

**（売買代金）**

第２条　売買代金は、金　〔落札金額〕　円（うち消費税及び地方消費税相当額　金　〔消費税及び地方消費税相当額〕　円）とする。

２　前項の売買代金のうち、金　〔入札保証金額〕　円は入札保証金から充当するものとする。

**（売買代金の納付）**

第３条　乙は、売買代金のうち入札保証金を除いた金　〔残代金額〕　円を、甲の発行する納入通知書により本契約締結と同日かつ契約締結前までに納付しなければならない。

**（所有権の移転及び登記）**

第４条　売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了した時に、乙に移転するものとする。

２　乙は、前項の規定により所有権が移転した後、甲に対して所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により速やかに所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合において要する登録免許税その他の経費は、乙の負担とする。

**（売買物件の引渡し）**

第５条　売買物件は、前条第１項に定める所有権が移転した時に、乙に対し引渡しがあったものとし、乙は、所有権移転登記完了後に売買物件の受領書を甲に提出するものとする。

**（危険負担）**

第６条　本契約締結後、売買物件が甲の責めに帰することができない事由により滅失し、又はき損した場合は、乙がその損失を負担する。

**（契約不適合責任）**

第７条　乙は、引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときに、当該契約不適合を理由として、履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることはできない。

**（解体撤去）**

第８条　乙は、末尾表示の建物（建物の付帯設備、工作物、樹木その他一切の動産を含む。以下「本件建物等」という。）について、第４条第１項に規定する所有権移転の日から１年以内に解体撤去しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ甲の承諾を得たときは、期限を延長することができる。

２　売買物件の所有権移転後の本件建物等の管理及び解体撤去に伴う一切の費用については、乙の負担とする。

３　乙は、本件建物等の解体撤去が完了したときに、その事実を甲に対して速やかに書面により報告しなければならない。

４　甲は、前項による報告を受けたときは、本件建物等の解体撤去の事実を確認した後に速やかに売買物件に係る買戻特約の抹消登記を嘱託するものとする。

５　前項に規定する買戻特約の抹消登記に要する費用については、乙の負担とする。

**（買戻しの特約）**

第９条　甲は、乙が前条第１項に規定する条件に違反したときには、売買物件の買戻しをすることができる。

２　前項に規定する買戻しの期間は、所有権移転の日から５年間とする。

**（買戻しの登記）**

第１０条　乙は、甲が前条第１項及び第２項の規定に基づき期間を５年とする買戻権並びに第１１条第１項及び第２項に規定する特約事項を登記することに同意する。

２　前項に規定する買戻特約の登記に要する費用については、乙の負担とする。

**（買戻権の行使）**

第１１条　甲は、第９条第１項に規定する買戻権を行使するときは、乙が支払った売買代金を返還する。

２　甲は、買戻権を行使するときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

３　甲は、買戻権を行使するときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

**（禁止用途）**

第１２条　乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡若しくは地上権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定してはならない。

２　乙は、売買物件を君津市暴力団排除条例（平成２４年君津市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡若しくは地上権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定してはならない

**（実地調査等）**

第１３条　甲は、本契約の履行に関し、必要があると認められるときは、乙に対してその業務若しくは資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

**（違約金）**

第１４条　乙は、第８条第１項、第１３条及び第１４条に定める義務に違反したときは、甲の指定する期日までに第２条に規定する売買代金の２０パーセントに相当する額を違約金として支払わなければならない。

２　前項に規定する違約金は、第１３条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

**（解除）**

第１５条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他何らの手続きを用いないで、本契約を解除することができるものとする。

　(１) 君津市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当すると認められたとき。

　(２) 君津市暴力団排除条例第９条に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。

　(３) 本契約に違反し、その違反により、本契約の目的を達成することができないと認められたとき。

(４) 正当な理由がなく、契約の解除を申し出たとき。

２　乙は、甲に対して前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、その損害の賠償を請求することができないものとする。

**（乙の原状回復義務）**

第１６条　乙は、前条の規定により本契約が解除された場合は、直ちに乙の負担において土地及び建物等を原状に回復し、甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、甲の指定する現況で返還することができる。

２　乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該土地及び建物の所有権移転登記の承諾書一式を速やかに甲に提出するものとする。

**（損害賠償）**

第１７条　乙は、本契約に違反したことにより甲に損害を与えたときは、甲の定める損害賠償金を甲に支払うものとする。

**（有益費等請求権の放棄）**

第１８条　乙は、本契約が解除された場合において、売買物件に投じた有益費、必要経費その他の費用があっても、これを甲に請求できないものとする。

**（返還金）**

第１９条　甲は、本契約が解除されたときは、納付を受けた売買代金を乙に返還するものとする。

２　前項の返還金には、利子を付さないものとする。

**（返還金の相殺）**

第２０条　甲は、前条の規定により売買代金を乙に返還する場合において、第１４条の規定による違約金又は第１７条の規定による損害賠償金として、乙が甲に対して支払義務を負う金銭債務があるときは、それらの全部又は一部と前条の規定による返還金債務とを相殺することができる。

**（費用の負担）**

第２１条　本契約の締結に伴う費用は、乙の負担とする。

**（信義則）**

第２２条　甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行するものとする。

**（疑義等の決定）**

第２３条　本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

**（管轄裁判所）**

第２４条　本契約において訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

　上記の契約を締結するため、本契約書２通を作成し、両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　千葉県君津市久保二丁目１３番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　君津市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市　長　　石　井　宏　子　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（土地の表示）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所　　　在　　　地 | 登記地目 | 地積（㎡） |
|  |  |  |

（建物の表示）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 構造 | 床面積 | 建築年月日 |
|  |  |  |  |

## 様式16\_市有財産売買契約書（建物等解体条件付）契約保証金払

市有財産売買契約書

〔建物等解体条件付・契約保証金払〕

売払人　君津市（以下「甲」という。）と買受人　〔落札者〕（以下「乙」という。）との間において、次の条項により市有財産売買契約を締結する。

**（目的）**

第１条　甲は、その所有する末尾表示の土地及び建物（以下「売買物件」という。）を、乙に売り渡すものとする。

**（売買代金）**

1. 売買代金は、金　〔落札金額〕　円（うち消費税及び地方消費税相当額　金　〔消費税及び地方消費税相当額〕　円）とする。

**（契約保証金）**

第３条　乙は、契約締結日（本契約の効力を発する日）までに契約保証金を納付しなければならない。なお、入札保証金は、契約保証金に充当するものとする。これにより、契約保証金　金　〔契約保証金額〕　円のうち、入札保証金　〔入札保証金額〕　円を差し引いた差金　金　〔契約保証金額〕－〔入札保証金額〕　円を、甲の発行する納入通知書により甲が指定する金融機関で納付することにより、契約保証金が納付されたものとする。

２　前項に規定する契約保証金には、利子を付さないものとする。

３　甲は、乙が次条に規定する義務を履行したときは、第１項に規定する契約保証金を売買代金に充当するものとする。

４　乙は、次条に規定する義務を履行しないときは、本契約は解除されたものとみなし、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

５　乙は、前項の規定により、契約保証金が甲に帰属したことに対して、一切の異議申立て等をすることができない。

**（売買代金の納付）**

第４条　乙は、売買代金のうち前条第１項に規定する契約保証金を除いた残代金　金　〔残代金額〕　円を、甲の発行する納入通知書に記載された納期限までに一括して甲の指定する金融機関で納付しなければならない。

**（所有権の移転及び登記）**

第５条　売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了した時に、乙に移転するものとする。

２　乙は、前項の規定により所有権が移転した後、甲に対して所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により速やかに所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合において要する登録免許税その他の経費は、乙の負担とする。

**（売買物件の引渡し）**

第６条　売買物件は、前条第１項に定める所有権が移転した時に、乙に対し引渡しがあったものとし、乙は、所有権移転登記完了後に売買物件の受領書を甲に提出するものとする。

**（危険負担）**

第７条　本契約締結後、売買物件が甲の責めに帰することができない事由により滅失し、又はき損した場合は、乙がその損失を負担する。

**（契約不適合責任）**

第８条　乙は、引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときに、当該契約不適合を理由として、履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることはできない。

**（解体撤去）**

第９条　乙は、末尾表示の建物（建物の付帯設備、工作物、樹木その他一切の動産を含む。以下「本件建物等」という。）について、第５条第１項に規定する所有権移転の日から１年以内に解体撤去しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ甲の承諾を得たときは、期限を延長することができる。

２　売買物件の所有権移転後の本件建物等の管理及び解体撤去に伴う一切の費用については、乙の負担とする。

３　乙は、本件建物等の解体撤去が完了したときに、その事実を甲に対して速やかに書面により報告しなければならない。

４　甲は、前項による報告を受けたときは、本件建物等の解体撤去の事実を確認した後に速やかに売買物件に係る買戻特約の抹消登記を嘱託するものとする。

５　前項に規定する買戻特約の抹消登記に要する費用については、乙の負担とする。

**（買戻しの特約）**

第１０条　甲は、乙が前条第１項に規定する条件に違反したときには、売買物件の買戻しをすることができる。

２　前項に規定する買戻しの期間は、所有権移転から５年間とする。

**（買戻しの登記）**

第１１条　乙は、甲が前条第１項及び第２項の規定に基づき期間を５年とする買戻権並びに第１２条第１項及び第２項に規定する特約事項を登記することに同意する。

２　前項に規定する買戻特約の登記に要する費用については、乙の負担とする。

**（買戻権の行使）**

第１２条　甲は、第１０条第１項に規定する買戻権を行使するときは、乙が支払った売買代金を返還する。

２　甲は、買戻権を行使するときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

３　甲は、買戻権を行使するときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

**（禁止用途）**

第１３条　乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第１22号）第2条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡若しくは地上権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定してはならない。

２　乙は、売買物件を君津市暴力団排除条例（平成２４年君津市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡若しくは地上権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定してはならない

**（実地調査等）**

第１４条　甲は、本契約の履行に関し、必要があると認められるときは、乙に対してその業務若しくは資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

**（違約金）**

第１５条　乙は、第９条第１項、第１３条及び第１４条に定める義務に違反したときは、甲の指定する期日までに第２条に規定する売買代金の２０パーセントに相当する額を違約金として支払わなければならない。

２　前項に規定する違約金は、第１４条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

**（解除）**

第１６条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他何らの手続きを用いないで、本契約を解除することができるものとする。

　(１) 君津市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当すると認められたとき。

　(２) 君津市暴力団排除条例第９条に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。

　(３) 本契約に違反し、その違反により、本契約の目的を達成することができないと認められたとき。

(４) 正当な理由がなく、契約の解除を申し出たとき。

２　乙は、甲に対して前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、その損害の賠償を請求することができないものとする。

**（乙の原状回復義務）**

第１７条　乙は、前条の規定により本契約が解除された場合は、直ちに乙の負担において土地及び建物等を原状に回復し、甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、甲の指定する現況で返還することができる。

２　乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該土地及び建物の所有権移転登記の承諾書一式を速やかに甲に提出するものとする。

**（損害賠償）**

第１８条　乙は、本契約に違反したことにより甲に損害を与えたときは、甲の定める損害賠償金を甲に支払うものとする。

**（有益費等請求権の放棄）**

第１９条　乙は、本契約が解除された場合において、売買物件に投じた有益費、必要経費その他の費用があっても、これを甲に請求できないものとする。

**（返還金）**

第２０条　甲は、本契約が解除されたときは、納付を受けた売買代金を乙に返還するものとする。

２　前項の返還金には、利子を付さないものとする。

**（返還金の相殺）**

第２１条　甲は、前条の規定により売買代金を乙に返還する場合において、第１５条の規定による違約金又は第１８条の規定による損害賠償金として、乙が甲に対して支払義務を負う金銭債務があるときは、それらの全部又は一部と前条の規定による返還金債務とを相殺することができる。

**（費用の負担）**

第２２条　本契約の締結に伴う費用は、乙の負担とする。

**（信義則）**

第２３条　甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行するものとする。

**（疑義等の決定）**

第２４条　本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

**（管轄裁判所）**

第２５条　本契約において訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

　上記の契約を締結するため、本契約書２通を作成し、両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　千葉県君津市久保二丁目１３番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　君津市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市　長　　石　井　宏　子　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（土地の表示）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所　　　在　　　地 | 登記地目 | 地積（㎡） |
|  |  |  |

（建物の表示）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 構造 | 床面積 | 建築年月日 |
|  |  |  |  |

## 入札用封筒・記載例

封筒表

|  |
| --- |
| 住所又は所在地  氏名又は名称  代表者名  　(代理人)  令和　　年　　月　　日  君津市長　石　井　宏　子　　様  入　　　札　　　書  物件番号  所　　在 |

封筒裏

|  |
| --- |
| ㊞  ㊞  ㊞ |

(注)㊞は届け出印のみとする。